

首都直下地震の火災への 対応について

消防庁 国民保護・防災部

消防力の現状について

○ 4都県における消防力の現況(H22. 4. 1時点)

区分		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	4都県 合計	全国 合計
消防本部	消防本部数	36	31	5	26	98	802
	消防職員数	8,158	7,762	19,124	9,414	44,458	158,809
	消防ポンプ自動車※数	327	339	677	374	1,717	7,853
消防団	消防団数	71	48	98	63	280	2,275
	消防団員数	14,271	27,353	24,597	18,497	84,718	883,698
	消防ポンプ自動車※数	577	584	301	162	1,624	14,451
消防水利	消火栓(公設)	61,650	57,944	131,181	89,796	340,571	1,760,770
	防火水槽	41,474	25,392	33,172	21,283	121,321	513,773
	20～40㎡未満	14,599	4,978	1,146	3,980	24,703	106,663
	40～100㎡未満	26,077	19,493	26,832	16,092	88,494	387,382
	100㎡以上	798	921	5,194	1,211	8,124	19,728

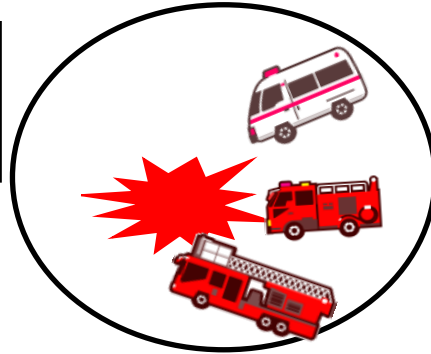
※ 消防ポンプ自動車は、水槽付消防ポンプ自動車を含む台数。
他にはしご付消防自動車、化学消防自動車、小型動力ポンプなどがある。

広域消防応援について

通常の火災・事故・災害の場合

○当該市町村の消防で対応

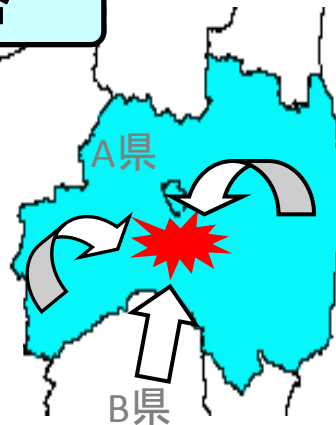
全国の消防本部数 798本部
全国の消防職員数 15.9万人
全国の消防団員数 88.0万人
(平成23年4月1日現在)



大規模な火災・事故・災害の場合

○消防相互応援協定に基づき
近隣市町村(県外を含む。)や県
内市町村から消防の応援

都道府県内応援の協定数 47
同一都道府県内の市町村のみの協定数 1,737
都道府県外の市町村を含む協定数 574
(平成23年4月1日現在)



より大規模な火災・事故・災害の場合

○近隣都道府県や全国から消防の応援
= 緊急消防援助隊
(平成23年4月1日現在登録状況 4,354隊)

出動事例

※初の消防庁長官による指示

地震 — 新潟県中越地震(H16)、東日本大震災(H23)
水害 — 新潟・福島豪雨(H16)、福井豪雨(H16)
救助 — JR西日本福知山線列車事故(H17)、等 (計24事例)

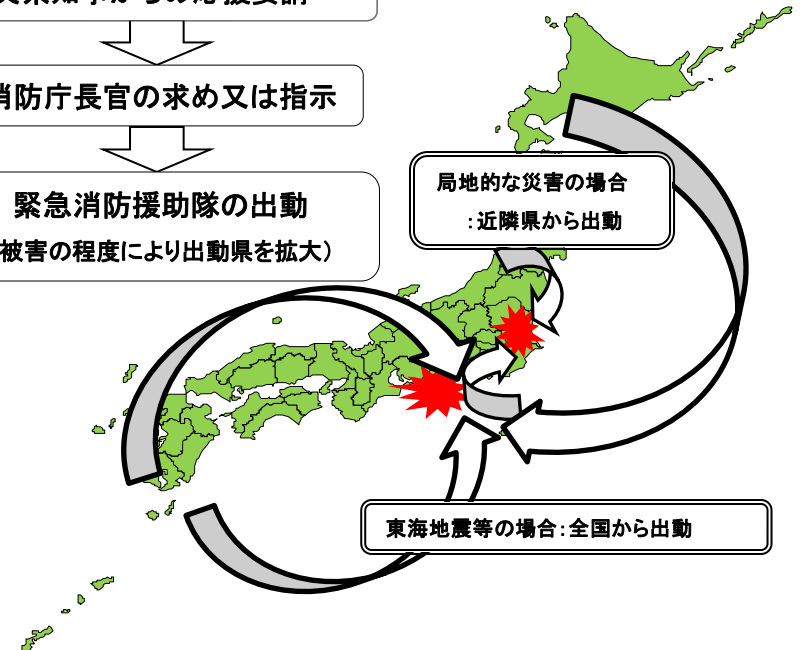
被災県知事からの応援要請

消防庁長官の求め又は指示

緊急消防援助隊の出動
(被害の程度により出動県を拡大)

局地的な災害の場合
: 近隣県から出動

東海地震等の場合: 全国から出動



緊急消防援助隊について

目的

- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化

概要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 平成24年6月現在、下記の10部隊で編成され、4,431隊が登録。

【部隊概要】（注：平成24年6月現在、重複を含むため合計は一致しない。）

指揮支援部隊 (都道府県隊)	38隊				
都道府県隊指揮隊	109隊	救急部隊	1,028隊	水上部隊	19隊
消火部隊	1,615隊	後方支援部隊	641隊	特殊災害部隊	277隊
救助部隊	403隊	航空部隊	73隊	特殊装備部隊	345隊

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要

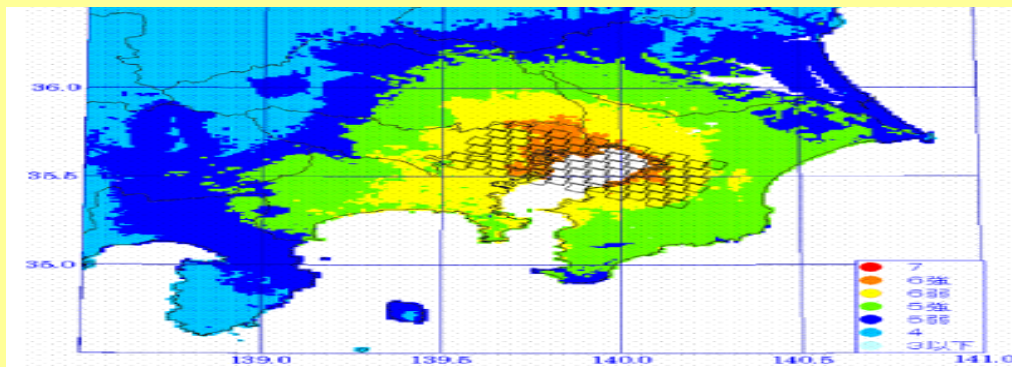
〔想定する地震災害〕

- 想定ケース 東京湾北部地震
- マグニチュード 7.3
- 被災地域 4都県
- 全壊棟数(最大ケース) 850,000棟
- 死者数(最大ケース) 11,000人

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」資料による

〔適用基準〕

- 被災地域の4都県中2以上の都県で震度6弱(特別区及び政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合



〔運用方針〕

- 指揮支援隊による先行調査
- 4都県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)を出動対象
- 陸路のほか、フェリー、自衛隊機等による出動も考慮
- 航空部隊は、全国的な運用で装備等により任務も想定

● 応援編成計画 <平成15年12月策定><平成20年 8月変更> (「」内は指揮支援隊を含む。)

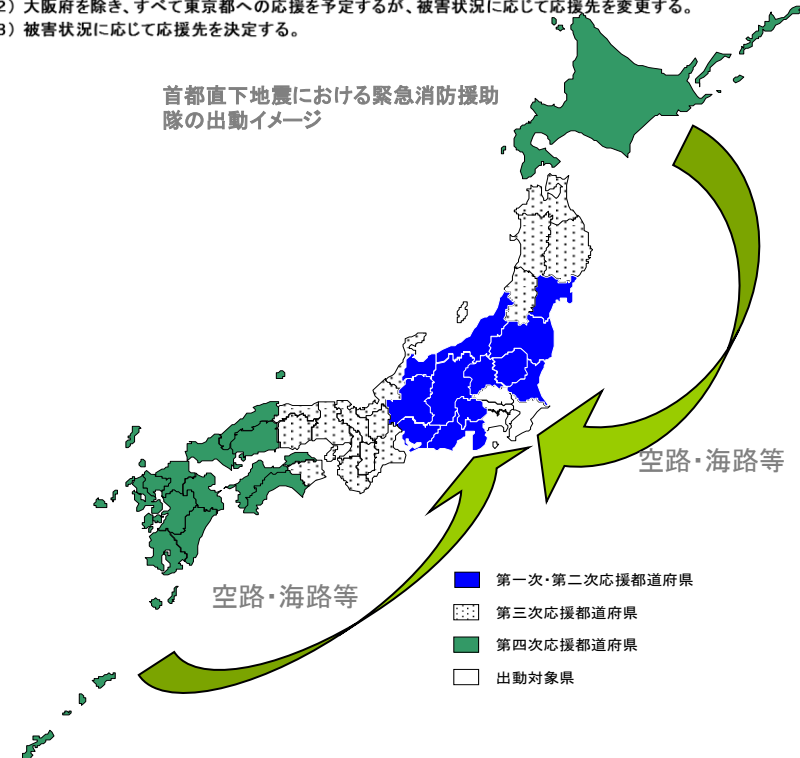
応援先都県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
指揮支援部隊	大阪市消防局	仙台市消防局	東京消防庁(指揮支援部隊長) 京都市消防局(指揮支援隊長)(注1) 神戸市消防局(指揮支援隊長)(注1)	名古屋市消防局
第一次応援 4県 ()は二次指定県	群馬県 (栃木県)	茨城県 (宮城県)	山梨県 (長野県)	静岡県 (愛知県)
第二次応援 8県	栃木県	「宮城県」	福島県、新潟県、富山県 長野県、岐阜県	「愛知県」
第三次応援 16県(注2)	「大阪府」		青森県、岩手県、秋田県、山形県 石川県、福井県、三重県、滋賀県 「京都府」、「兵庫県」、奈良県 和歌山県、岡山県、鳥取県、徳島県	
第四次応援 15県(注3)	「北海道」、島根県、「広島県」、山口県、香川県、愛媛県、高知県 「福岡県」、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県、沖縄県			

(注1) 東京消防庁が指揮支援部隊長を担当できない場合は、京都市消防局、神戸市消防局の順位により臨時指定を行う。

(注2) 大阪府を除き、すべて東京都への応援を予定するが、被害状況に応じて応援先を変更する。

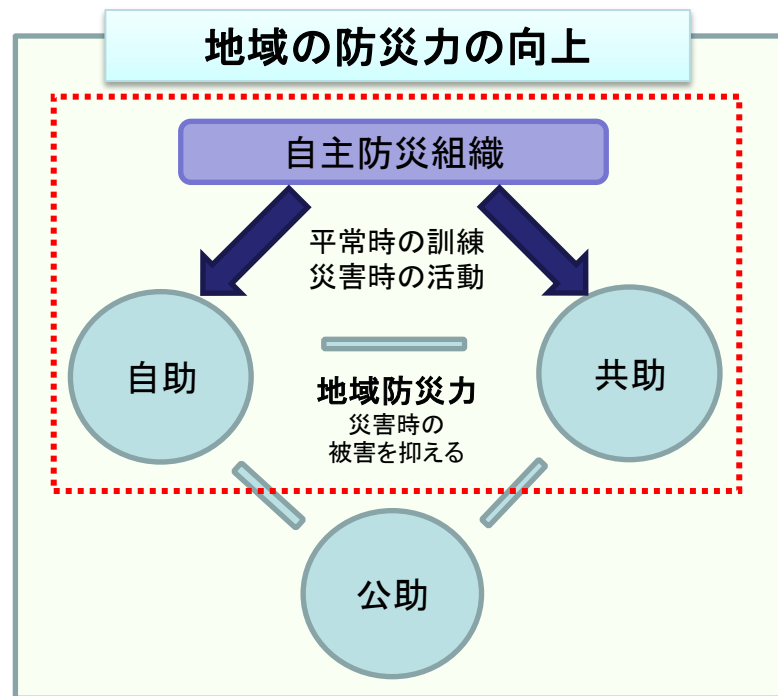
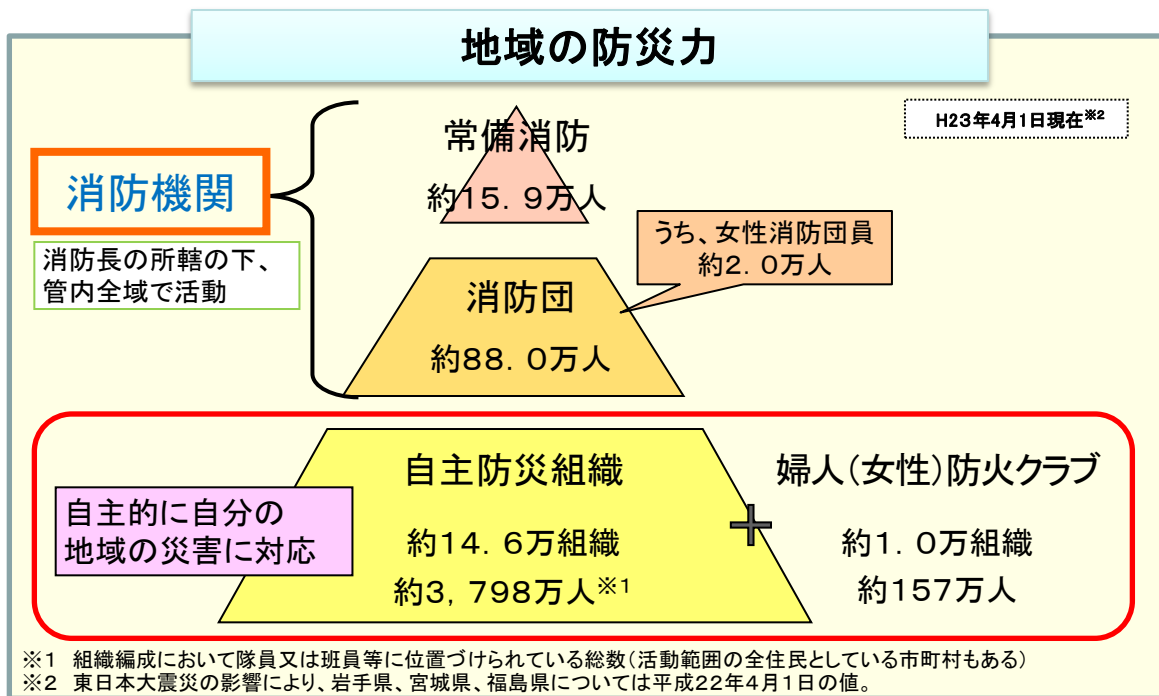
(注3) 被害状況に応じて応援先を決定する。

首都直下地震における緊急消防援助隊の出動イメージ



地域の防災力

自主防災組織 —— 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織



主な活動

自主防災組織

平常時

- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水

婦人(女性)防火クラブ

- ・防災知識の普及啓発
- ・応急救護訓練
- ・住宅用火災警報器の設置推進
- ・消火訓練、消火器取扱訓練
- ・放水訓練

など

地域の防災力

○4都県の自主防災組織等の現況

自主防災組織	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	婦人防火クラブ	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
組織数	4807	4822	7064	7288	組織数	110	38	90	137
活動カバー率(%)*	81.8	57.3	77.7	77.4	クラブ員数	8546	2235	18044	20272

* 活動カバー率…全世帯数のうち、自主防災組織がその活動範囲としている世帯数の割合

○取組の例

- ・初期消火活動を想定し、初期消火用資機材を配置
 - 街頭消火器、消火栓ボックス(相模原市)、初期消火箱(横浜市)、可搬消防ポンプ(東京消防庁)など
- ・自主防災組織等による初期消火訓練や、初期消火を含む防災訓練を、主に消防署の指導の下実施。
 - 発災対応型訓練の実施 (東京消防庁が指導したもの 604回)
 - 初期消火訓練の実施 (横浜市消防局が指導したもの 476回、相模原市で実施されたもの 173回)
- ・自主防災組織等の防災リーダー研修、家庭防災員制度(横浜市)、防災専門員研修(相模原市)、防火講演会(川崎市)、消防フェア(千葉市)等において、初期消火の要領等について周知
- ・災害時支援ボランティア登録制度を運営(東京消防庁)
 - 登録したボランティアは、平時に消火訓練を実施するとともに、災害時には消火活動の支援も行う
- ・広報誌や啓発冊子、パンフレット(さいたま市)における一般住民への広報の実施

(参考)少年消防クラブ

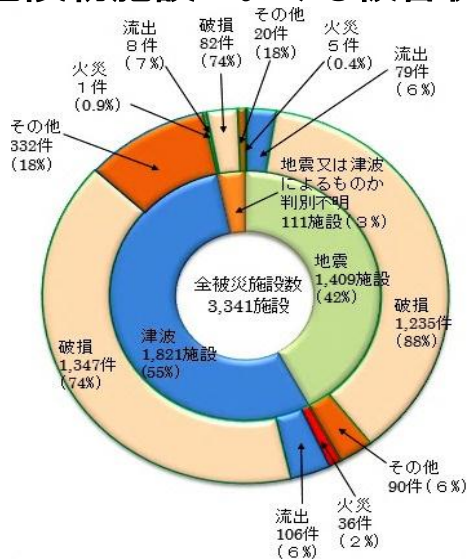
- ・小学生から高校生までの少年少女から編成
- ・身近な生活の中から火災・災害を予防する方法等を学ぶ

主な活動 - 防災訓練等への参加、消防訓練
 - 防火、防災知識の普及
 - 行事・コンクールへの参加
 - 防災マップ作り 等

少年消防クラブ	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
組織数	51	33	82	15
クラブ員数	2642	6771	3158	456

東日本大震災における危険物施設の被害状況と地震・津波対策のあり方

《危険物施設における被害状況の概要》



東日本大震災における危険物施設の被害状況を調査したところ、調査対象211,877施設の約1.6%（3,341施設）で何らかの被害が発生。

なお、火災については、地震に伴う火災は5件（すべて一般取扱所で発生しており、うち危険物に起因する火災は2件）、津波に伴う火災は36件（全て宮城県内の製油所で発生した火災）となっている。

《危険物施設における地震・津波対策のあり方》

東日本大震災における危険物施設の被害状況を踏まえれば、現行の技術基準は概ね妥当であるとされたが、今回の教訓として次に掲げる耐震性能の再確認、津波発生時の対応の明確化等が必要とされたところ。

- 1 配管や建築物などの耐震性能の再確認（危険物施設に共通の対策）
- 2 津波の発生を念頭に置いた緊急停止措置等の対応を予防規程等に明記（危険物施設に共通の対策）
- 3 屋外タンク貯蔵所に特有の課題

ア 特異な地盤条件でのタンク沈下被害事例2件（調査対象26,572基中）の周知

イ 浮き屋根式屋外タンク等における浮き屋根等の構造強度等の再確認

ウ 津波に伴う付属配管からの危険物流出防止措置（緊急遮断弁等）及び津波被害シミュレーションの活用

なお、石油コンビナート施設にあっては、自衛防災組織及び防災資機材等による防災体制が構築されている。

避難場所、避難所への避難フロー(東京都)

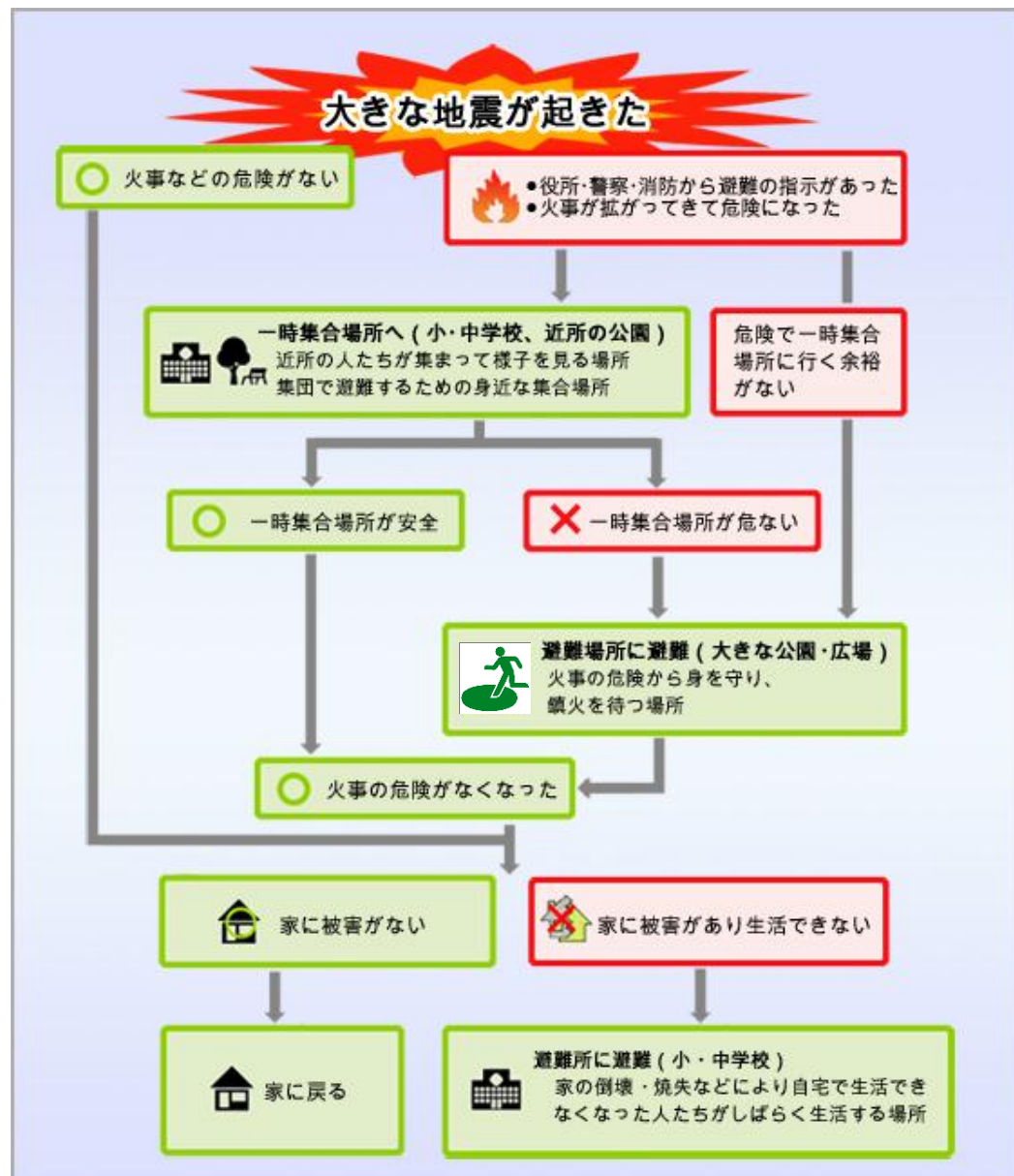
<東京都ホームページより抜粋>

○ 避難場所

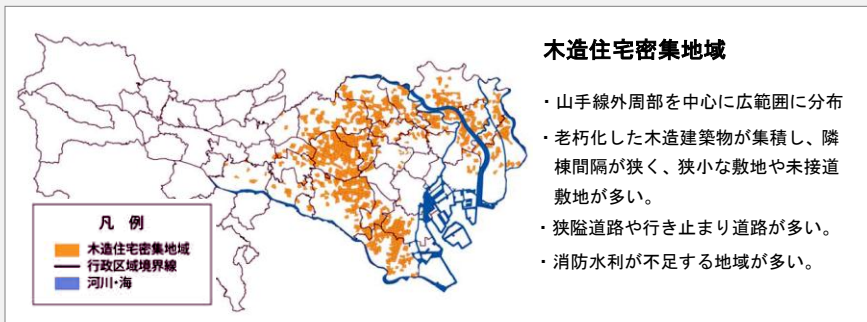
地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所で、その大きさは火災の輻射熱から身体を守るために、概ね10ヘクタール(東京ドーム約2個分)以上が必要だとされています。具体的には大規模な公園や団地、大学などが指定されています。

○ 避難所

災害により住宅を失った場合に一定の期間避難生活をする場所です。具体的な施設としては、小中学校や公民館など公共施設が多くあります。



木造住宅密集地域における水利や資機材を活用した地域防災力向上の取組(東京消防庁)



木密地域における課題

- 延焼危険が高く、火災が発生した場合、大規模に拡大する可能性がある。
 - 同時多発する火災により、消防力が不足するとともに、道路閉塞等により、消防活動が困難となる。
- 防災資機材を活用した初期消火活動ができる地域住民の育成、地域住民の利用に配慮した消防水利や防災資機材の整備が必要である。

モデル事業の実施(世田谷区・杉並区) 平成23年度中

- 連携体制の強化**
区防災課をはじめとする関係行政機関と町会・自治会等との連絡体制を構築し、GIS(地理情報システム)や延焼シミュレーションなどの活用により、火災による地域の危険性や不足する防災資機材等の情報を提示する。
- 実践的な防災訓練の実施**
地域の住民、事業所の参加による、消防水利や防災資機材を活用した小規模な防災訓練を実施するとともに、安全な活用方法について検証する。
- 新たな消防水利の整備**
木密地域において整備が困難であった消防水利や防災機能を向上させた水利施設について、建設局、水道局、区防災課等との連携により実態に即した整備を図り、その効果を検証する。

検証結果を他の木密地域における地域連携体制や防災訓練に反映

連携体制の強化



地域連携体制の構築

区防災関係部署、消防、町会・自治会等で構成される協議会を設け、町会・自治会ごとの危険性を共有して地域の防災体制を協議する。

- ・消防水利・防災資機材の整備状況、防災訓練の計画等を協議
- ・GIS(地理情報システム)で危険性を提示

<協議会の成果>

- ・消防水利の整備、防災資機材の重点配置、防災訓練の実施
- <モデル事業の反映>
- ・協議会の設置・運営経過等を他の地域に提供する

実践的な防災訓練の実施



小規模防災訓練の実施(街かど防災訓練)

地震時に同時多発する火災に備え、小規模な地域コミュニティ(町会の班など)を単位とした訓練を実施

- ・地域住民の利用に配慮した実際の消火栓、防火水槽や、地域に配置しているD級可搬消防ポンプ・スタンドパイプを活用する訓練
- ・発災対応型の訓練を実施

<小規模防災訓練の成果>

- ・隣近所の範囲で助け合う協力体制の構築、連帯感の醸成
- ・自らが地域を守る意識の醸成
- ・防災資機材による初期消火対応力の向上
- <モデル事業の反映>
- ・効果的な小規模防災訓練の検証及び実施要領の作成
- ・防災資機材の安全な活用方法の検証及び取扱要領の作成
- ・新たな消防水利の効果の検証



新たな消防水利の整備



狭隘道路における消火栓

D級可搬消防ポンプやスタンドパイプを活用した地域住民による初期消火にも使用できるよう、消防車両が進入困難な狭隘道路にも消火栓を整備している。



防火水槽の親子蓋

自主防災組織等の地域住民が防火水槽を容易に使用できるよう軽量で開閉しやすい子蓋を備えた鉄蓋(親子蓋)を整備している。



深井戸(巨大水利)

深井戸は、地下水を利用して、大量の消火用水を確保する。また、震災時における避難者の生活用水や、ろ過機の使用により飲料水への転用ができるなど、他の用途にも活用が期待できる消防水利として整備している。

防火管理制度について

消防法第8条

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者※1は、「防火管理者」を定め、消防計画の作成及びこれに基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付け

⇒ ソフト面の対応(火気管理等の予防面、火災発生時の自衛消防活動等)により、一定規模以上の防火対象物における火災の発生防止、被害軽減を図る。

※1管理について権原を有する者:防火対象物について正当な管理権を有する者。所有者、借受人など

① 防火管理の必要となる防火対象物

- ・特定防火対象物(百貨店、飲食店、病院、旅館、地下街等の不特定多数の者等が出入りする建物)で、収容人員(建物に出入りし、勤務し、居住する人数)が30人以上(福祉施設の一部は、10人以上)
- ・非特定防火対象物(特定防火対象物以外の建物)で、収容人員が50人以上

② 防火管理者

- ・管理権原者が、管理的、監督的な地位にある者で一定の知識、資格を有する者(防火管理講習を修了した者等)を防火管理者として選任

③ 消防計画(火災予防及び火災時の対応等を定めた計画)

- ・防火管理者は、消防計画を作成・届出し、これに基づき防火管理上必要な業務を実施
- ・防火管理上必要な業務～ 消火、通報及び避難の訓練の実施、消防設備、施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理 等

(H23. 3. 31現在)

④ 共同防火管理の協議

- ・高層建築物等、一定の防火対象物で管理権原が複数に分かれているものは、全体の消防計画の作成等について協議し、届出が必要

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	4都県合計	全国合計
防火対象物総数	172,420	145,053	335,978	239,723	893,174	3,913,278
防火管理義務対象数	49,086	48,030	108,782	62,444	268,342	1,071,250

→ 防火管理体制強化のため、雑居ビル等について、建築物全体の消防計画の作成、共用部分(廊下、階段など)の管理等の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務づける等の消防法一部改正案を今国会に提出中

防災管理制度について

消防法第8条の2の5及び第36条(平成21年6月1日施行)

火災以外の災害(地震・毒性物質の発散等)による被害の軽減のため、特に大規模な防火対象物の管理について権原を有する者※は、「防災管理者」を定め、「自衛消防組織の設置」及び「地震災害等に対応した消防計画」の作成を行わせるよう義務付け

⇒東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況を踏まえ、特に大規模な防火対象物について、一定レベルの自衛消防力の確保を図る。

※管理について権原を有する者:防火対象物について正当な管理権を有する者。所有者、借受人など

① 防災管理が必要となる防火対象物

- ・共同住宅等((5)項口)、倉庫((14)項)等を除いたすべての用途の防火対象物で、延べ面積5万㎡以上、5階建て以上で延べ面積2万㎡以上、11階建て以上で延べ面積1万㎡以上のもの
- ・1,000㎡以上の地下街

② 防災管理者

- ・管理権原者が、管理的、監督的な地位にある者で一定の知識、資格を有する者(防災管理講習を修了した者等)を防災管理者として選任 ※防火管理者と同一の者

③ 地震災害等に対応した消防計画(災害による被害の軽減上又は災害発生時の対応事項を定めた計画)

- ・大規模地震発生の際の被害を想定し、その対策について盛り込むこと
- ・自衛消防の組織に関すること
- ・避難口、避難通路等の維持管理及びその案内に関すること
- ・防災管理上必要な訓練の実施に関すること
- ・訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証及び見直しに関すること
- ・地震による被害の軽減に関すること

(H23. 3. 31現在)

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	4都県合計	全国合計
防火対象物総数	172,420	145,053	335,978	239,723	893,174	3,913,278
防災管理義務対象数	274	361	1,788	656	3,079	8,856

④ 自衛消防組織

- ・管理権原者は、一定の知識、資格を有する者(自衛消防業務講習を修了した者等)を、全体を指揮する統括管理者(自衛消防隊長)とし、消火班、情報収集・伝達班、避難誘導班、救出・救護班の要員を有する自衛消防組織を設置することが必要

→ 防災管理体制強化のため大規模・高層建築物について、建築物全体について、地震対策等を内容とする消防計画の作成、等の防災管理業務を行う「統括防災管理者」の選任を義務づける等の消防法一部改正案を今国会に提出中

第26次消防審議会答申の概要

東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方について

参考

<基本的な考え方>

東日本大震災における被害や応急活動等を踏まえ抽出した課題に対する詳細な調査・検討を行い、今後の国民の安心・安全の確保のため、消防本部、消防団、自主防災組織などの充実による消防防災体制の整備を目指す必要がある。

1. 地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化について

防災活動の検証等を通じて、今後の大規模地震に備え、地域における総合的な地震・津波対策を確立する必要がある。地域防災計画の見直し項目や必要な対策は主として以下のとおり。

- ・市町村におけるハザードマップ等の見直し、避難施設・経路の点検・耐震化、備蓄物資の点検・見直し、防災教育の充実、実践的な避難訓練の実施
- ・防災行政無線の整備促進、災害情報伝達手段の多様化(J-ALERT、コミュニティFM、緊急速報メール等)

2. 消防職団員の活動のあり方等について

消防職団員は今回の大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策等に課題を残した。下記の事項を中心に、今回の活動の検証を行い、大規模災害時における対応を講じる必要がある。

- ・消防職団員の活動のあり方(消防本部の効果的な初動活動、連携のあり方等)の検討、安全対策の推進、装備の充実、惨事ストレス対策の強化
- ・団員数の確保など地域コミュニティの核としての消防団の充実強化
- ・救急搬送体制の強化
- ・消防部隊間や関係機関との連携を含め、救助活動のあり方について検証・検討

3. 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等のあり方について

東日本大震災での活動を踏まえ、今後の大規模地震において効果的・効率的な活動を行うため、主として以下の主な観点から今回の活動の検証を行い、対応を講じる必要がある。

- (1) 長期に及ぶ消防応援活動への対応
 - ・後方支援活動に必要な人員や資機材、燃料などを搬送する車両の配備
 - ・より効果的な後方支援部隊の運用のあり方などの検証
 - ・長期にわたる活動を支える後方活動拠点施設の整備に関する検討
- (2) 消防力の確実かつ迅速な被災地への投入
 - ・航空機による人員・資機材の投入手法の検討(関係機関との連携を含む。)
 - ・緊急消防援助隊の出動計画の見直し(広範囲の被害を想定)
 - ・消防庁及び緊急消防援助隊相互間の情報共有・収集体制の強化

4. 民間事業者における地震・津波対策について

東日本大震災を踏まえた以下のような対応が必要である。

- (1) 危険物施設等の地震・津波対策のあり方について
 - ・危険物施設における配管の耐震性能等の再確認や災害時の緊急停止措置等
 - ・石油コンビナート施設における地震及び津波の発生頻度に応じた対策(応急措置の準備等)の実施
- (2) 防火・防災管理体制の強化等について
 - ・大規模・高層の建築物をはじめとする建築物における防火・防災管理体制の強化等に関する検討
 - ・建築物の耐震性の向上及び消防用設備等の耐震対策の促進

防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況

参考

拠点施設(都道府県、市町村合計)

	都道府県名	全棟数	S57年以降建築の棟数	改修の必要がない棟数※1	改修済数	H22年度末耐震済の棟数	未改修の棟数※2	H22年度末耐震率		都道府県名	全棟数	S57年以降建築の棟数	改修の必要がない棟数※1	改修済数	H22年度末耐震済の棟数	未改修の棟数※2	H22年度末耐震率
1	北海道	9,976	5,068	635	822	6,525	3,451	65.4%	23	京都府	4,690	1,962	572	1,101	3,635	1,055	77.5%
2	青森県	2,545	1,297	265	305	1,867	678	73.4%	24	大阪府	10,839	3,820	1,457	2,816	8,093	2,746	74.7%
3	秋田県	2,429	1,287	145	272	1,704	725	70.2%	25	兵庫県	7,967	3,733	735	1,653	6,121	1,846	76.8%
4	山形県	1,759	1,025	95	138	1,258	501	71.5%	26	奈良県	2,090	1,048	156	209	1,413	677	67.6%
5	茨城県	4,536	2,083	298	484	2,865	1,671	63.2%	27	和歌山県	2,272	1,020	259	475	1,754	518	77.2%
6	栃木県	2,684	1,203	148	401	1,752	932	65.3%	28	鳥取県	1,576	844	101	141	1,086	490	68.9%
7	群馬県	3,388	1,702	327	448	2,477	911	73.1%	29	島根県	2,318	1,314	177	133	1,624	694	70.1%
8	埼玉県	7,212	2,806	592	2,091	5,489	1,723	76.1%	30	岡山県	4,149	2,118	150	438	2,706	1,443	65.2%
9	千葉県	7,565	3,075	1,146	1,133	5,354	2,211	70.8%	31	広島県	5,411	2,512	327	311	3,150	2,261	58.2%
10	東京都	10,880	4,014	2,409	3,553	9,976	904	91.7%	32	山口県	2,257	1,151	218	102	1,471	786	65.2%
11	神奈川県	7,230	3,035	1,111	2,406	6,552	678	90.6%	33	徳島県	2,054	937	102	363	1,402	652	68.3%
12	新潟県	5,416	2,784	347	753	3,884	1,532	71.7%	34	香川県	1,838	804	147	461	1,412	426	76.8%
13	富山県	2,717	1,431	156	344	1,931	786	71.1%	35	愛媛県	3,351	1,678	132	349	2,159	1,192	64.4%
14	石川県	2,746	1,255	192	592	2,039	707	74.3%	36	高知県	2,080	1,072	110	227	1,409	671	67.7%
15	福井県	2,283	1,109	270	293	1,672	611	73.2%	37	福岡県	5,808	2,928	638	859	4,425	1,383	76.2%
16	山梨県	1,625	963	163	281	1,407	218	86.6%	38	佐賀県	1,574	800	138	193	1,131	443	71.9%
17	長野県	5,027	2,895	464	625	3,984	1,043	79.3%	39	長崎県	2,635	1,206	229	438	1,873	762	71.1%
18	岐阜県	4,329	2,153	641	667	3,461	868	79.9%	40	熊本県	3,366	1,690	465	356	2,511	855	74.6%
19	静岡県	5,678	2,828	781	1,486	5,095	583	89.7%	41	大分県	1,918	1,074	116	214	1,404	514	73.2%
20	愛知県	7,551	3,203	1,405	2,207	6,815	736	90.3%	42	宮崎県	1,745	838	277	219	1,334	411	76.4%
21	三重県	3,237	1,714	548	635	2,897	340	89.5%	43	鹿児島県	3,130	1,562	456	329	2,347	783	75.0%
22	滋賀県	2,938	1,574	240	532	2,346	592	79.9%	44	沖縄県	2,672	2,005	38	7	2,050	622	76.7%
										合計 ※3	179,491	84,620	19,378	31,862	135,860	43,631	75.7%

※1 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物

※2 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有しない」と診断された建築物及び耐震診断が未実施の建築物

※3 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県並びにこれら3県の市町村は除いた数値により集計

○ 4都県における相互応援協定の締結状況(H23. 4. 1時点)

区域	応援協定の名称	構成都道府県	締結年月日
全国	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全都道府県	平成24年5月18日 (既存協定見直し)
関東	関東1都9県震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	平成16年2月24日 (既存協定見直し)
	9都県市災害時相互応援に関する協定	東京、千葉、埼玉、神奈川、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市	平成22年4月1日 (既存協定見直し)

○ 4都県の市区町村の相互応援協定の締結状況(H23. 4. 1時点)

都道府県	市区町村数 (a)	都道府県内の市区町村が参加している応援協定数		市区町村間の相互応援協定締結市区町村数(b)	他都道府県の市区町村との協定締結市区町村数(c)	協定締結率 b/a (%)	協定締結率 c/a (%)
		都道府県内の市区町村が参加している	他都道府県の市区町村を含む				
埼玉県	64	102	79	64	38	100.0	59.4
千葉県	54	55	47	54	28	100.0	51.9
東京都	62	174	156	62	48	100.0	77.4
神奈川県	33	91	74	33	30	100.0	90.9
全国計	1,619	1,738	1,408	1,476	757	91.2	46.8

※ 全国計は、被災3県(岩手、宮城、福島)の市区町村を除く。